

e-モビリティ等利活用促進事業公募要領

1 目的

東京都（以下「都」という。）は、e-モビリティ等（特定小型原動機付自転車、EV バイク及びEV バイク用のバッテリーをいう。以下同じ。）を活用した新たなサービスのビジネスモデルを構築することで、今後のe-モビリティ等の普及に関連する諸施策の検討の一助とすることを目的とするため、「e-モビリティ等利活用促進事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

本要領は、本事業を都と共同で実施する事業者（以下「事業実施者」という。）を募集するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 公募する事業の実施内容

(1) 本事業に係る公募の対象は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 次の(2)に掲げる要件を満たすe-モビリティ等活用事業

イ 次の(2)に掲げる要件を満たすe-モビリティ等活用事業であって、次の(3)に掲げる要件を満たすBaaS事業を含むもの（以下「BaaS導入事業」という。）

(2) e-モビリティ等活用事業

ア e-モビリティ等を活用した新たなサービスのビジネスモデルであって、早期に都内又は都内を含む地域でのe-モビリティ等の普及を目指すものであること。ただし、既に国内で営業及び実証を行っている取組並びに国、地方公共団体等が実施する事業に申請中又は申請予定の取組を除く。

イ アに関わらず、既に国内で営業及び実証を行っている取組と同様の取組を行う場合、新規性・先進性が高い新たな技術・製品を活用し、かつ、対象地域・事業規模等の拡大が見込まれる実効性の高い取組であること。

ウ 令和6年度及び令和7年度の2か年度取り組む事業であって、原則として、令和6年度からサービスの提供を開始するものであること。

エ 都が運営費の一部を負担する趣旨を踏まえ、サービスの利用者から徴収する利用料金は、少なくとも一定期間において、利用者の積極的な利用に資する低廉な価格体系又は無料であること。

オ e-モビリティ等に係るインフラの整備及びe-モビリティ等の普及啓発に対して効果があること。

カ 事故防止のため、サービスの利用者への安全啓発、車両の管理・整備支援等によりサービスの利用者の安全確保に努めること。

キ サービスの利用者が必要とするサポート（車両・充電器の操作方法等の問合せ対応、事故・故障時の対応等）を行うこと。

ク 車両貸出等を行う場合は、サービスの利用者が万が一事故を起こした場合に備え、適切な保険補償制度に加入すること。

(3) BaaS導入事業

ア 事業実施者がEVバイク用のバッテリー交換機・充電器を配備し、複数の利用者が使用済みバッテリーと充電済みバッテリーとを交換するバッテリーアズサービス

(BaaS)に係る取組であって、早期に都内又は都内を含む地域での普及を目指すものであること。ただし、既に国内で営業及び実証を行っている取組並びに国、地方公共団体等が実施する事業に申請中又は申請予定の取組を除く。

イ アに関わらず、既に国内で営業及び実証を行っている取組と同様の取組を行う場合、新規性・先進性が高い新たな技術・製品を活用し、かつ、対象地域・事業規模等の拡大が見込まれる実効性の高い取組であること。

ウ 令和6年度及び令和7年度の2か年度取り組む事業であって、原則として、令和6年度からサービスの提供を開始するものであること。

エ 都が運営費の一部を負担する趣旨を踏まえ、サービスの利用者から徴収する利用料金は、少なくとも一定期間において、利用者の積極的な利用に資する低廉な価格体系又は無料であること。

オ 市販又は市販予定のEVバイクの交換式バッテリー及びバッテリー交換機を使用すること。

カ 調達するEVバイク等及びバッテリー交換機・充電器が3に掲げる要件及び台数を満たすものであること

キ 事故防止のため、サービスの利用者への安全啓発、車両の管理・整備支援等によりサービスの利用者の安全確保に努めること。

ク サービスの利用者が必要とするサポート（車両・充電器の操作方法等の問合せ対応、事故・故障時の対応等）を行うこと。

ケ サービスの利用者が万が一事故を起こした場合に備え、適切な保険補償制度に加入すること。

3 対象車両及び配備台数等

(1) 2の事業の実施において、事業実施者が調達する車両、バッテリー及びバッテリー交換機・充電器の要件及び台数については、次のとおりとする。

(e-モビリティ等活用事業)

e-モビリティ等の種類及び台数については、任意の設定をすること。

(BaaS 導入事業)

要件	台数
(車両) ・EVバイクであること。 ・電動バイクの普及促進事業助成金交付要綱に基づき、公益財団法人東京都環境公社が実施する補助事業において、補助金の交付対象に該当するものであること。	・任意の台数を設定すること。 なお、都は、本事業の規模として1実施事業者当たり100台以上の車両(車両本体にバッテリーを搭載していないものを1台と計算する。以下この表において同じ。)を調達することを想定しているが、実際に事業者が調達する車両の台数は、事業実施者として選

	<p>定後、4（1）の協定締結の日までに都と事業実施者で協議の上、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用者が調達する車両の台数を含めることも可とする。
<p>（バッテリー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の車両に対応したバッテリーであること。 ・交換式であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の台数を設定すること。 <p>なお、都は、本事業の規模として1実施事業者当たり 500 セット*以上のバッテリーを調達することを想定しているが、実際に事業者が調達するバッテリーの台数は、事業実施者として選定後、4（1）の協定締結の日までに都と事業実施者で協議の上、決定する。</p> <p>※車両を稼働させるために必要なバッテリーの数を1セットとする。</p> <p>（例）</p> <p>バッテリー1 個で稼働する場合：1 個で1セット</p> <p>バッテリー2 個で稼働する場合：2 個で1セット</p>
<p>（バッテリー交換機・充電器）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のバッテリーに対応した充電機能があること ・場所・用途により交換機・充電器を選択できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の台数を設定すること。 <p>なお、都は、本事業の規模として1実施事業者当たり 30 台以上のバッテリー交換機・充電器を調達することを想定しているが、実際に事業者が調達するバッテリー交換機・充電器の台数は、事業実施者として選定後、4（1）の協定締結の日までに都と事業実施者で協議の上、決定する。</p>

4 本事業の進め方

（1）協定及び覚書の締結

本事業の実施に当たっては、都と事業実施者との間で、本事業の実施に関する協定及び本事業の費用に関する覚書を締結する。

（2）役割分担

都及び事業実施者は、次の役割分担により、相互に協力して事業を実施する。

都	事業実施者
①本事業の運営費の一部負担	①本事業の実施体制の構築
②本事業の広報及びPR	②本事業の広報及びPR
③本事業に関する助言	③本事業の運営全般
④本事業の円滑な運営への協力	④本事業の実績報告及び分析

5 本事業の実施期間

4（1）の協定を締結した日から令和8年3月31日までとする。ただし、本事業に係る令和7年度予算案が東京都議会で可決されなかったときは、この限りではない。

6 事業成果物等

（1）事業成果物の提出

本事業の実施結果を記載した書類（以下「事業成果物」という。）を、令和6年度事業分については令和7年3月31日までに、令和7年度事業分については令和8年3月31日までに、都に提出する。

（2）遂行状況報告書の提出

本事業の令和7年9月30日までの実施結果を記載した書類（以下「遂行状況報告書」という。）を同年10月31日までに、都に提出する。

（3）事業成果物等の取扱い

事業成果物及び遂行状況報告書に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、都に帰属する。

また、事業成果物は、次に掲げる情報が含まれる場合を除き、公開とする。

ア 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。）

イ 公にすることにより、特定の法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

7 都の負担額

都は、本事業の実施に要する経費のうち別表1に掲げる経費を負担する。ただし、別表1に掲げる経費の合計額は、年度及び事業に応じて次の額を上限とする。

年度	上限金額（e-モビリティ等活用事業）	上限金額（BaaS導入事業）
令和6年度	1事業につき80,000千円	1事業につき130,000千円
令和7年度	別に定める。	別に定める。

※審査の結果、上記の上限金額より低い金額で上限を設定することがあります。

※選定に当たって、応募者から提出される本事業の実施に要する経費の見込みが、上記の上限金額より低い場合は、当該見込みの金額で上限を設定することがあります。

8 公募の概要

(1) 提案

本事業に係る公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、2のe-モビリティ等活用事業又はBaaS導入事業について提案すること。

(2) 応募者の要件

応募者は、次に掲げる要件ア、イ、ウを満たし、かつ、エ又はオを満たす者とする。

ア 本事業の遂行に必要な組織及び人員を有していること。

イ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

ウ 調達する車両、バッテリー及びバッテリー交換機・充電器の特性を十分に理解したうえで、パーソナルモビリティ安全利用官民協議会において策定された「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」に準拠するなど、利用者への安全啓発や車両の管理・整備体制を有していること。

エ 一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本二輪車普及安全協会、全国オートバイ協同組合連合会、東京オートバイ協同組合、マイクロモビリティ推進協議会、もしくは一般社団法人日本電動モビリティ推進協会等の会員であること。

オ エで規定する協議会等に属していない場合であっても、提案する事業の基礎となる知見・経験を十分に有し、かつ、安全面の確保等についても十分な管理能力を有していること。

(3) 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、(2)に掲げる要件を全て満たした場合であっても、応募者となることはできない。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定のいずれかに該当する者

エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者

オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

カ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項の規定に基づく排除措置の期間中である者

(4) 共同応募

2者以上が共同で応募すること（以下「共同応募」という。）も可能とする。その場

合、代表者を定めて応募しなければならないものとする。

なお、共同応募の要件は、全ての構成員が（３）の欠格要件に該当せず、かつ、代表者が（２）の要件を満たすこととする。

また、共同応募の構成員が、重ねて本事業に係る公募の他の応募の代表者又は構成員となることも可とする。

（５） 公募に係るスケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| ① 公募要領等資料の公表 | 令和6年4月15日（月曜日） |
| ② 質問の受付 | 令和6年4月15日（月曜日）から同月22日（月曜日）まで |
| ③ 質問への回答 | 令和6年4月25日（木曜日） |
| ④ 提案書の提出 | 令和6年4月25日（木曜日）から同年5月16日（木曜日）まで |
| ⑤ 審査委員会実施及び結果通知 | 令和6年6月下旬 |
| ⑥ 事業実施者との協定締結 | 令和6年7月初旬 |

9 財産の帰属

本事業の実施に伴い、事業実施者が e-モビリティ、EV バイク及びバッテリー交換機等を購入した場合、その所有権は、全て事業実施者に帰属するものとする。

10 免責事項、注意事項等

応募者は、次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこととする。

- （１） 資金調達、物価及び金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクは、事業実施者の負担とする。
- （２） 事業実施者は、4（２）の事業実施者が担当する業務において、全ての責任を負うものとする。
- （３） 事業実施者は、本事業の適切な遂行を確保する必要があると都が認めるときに、都が実施する事業実施者の営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じなければならない。
- （４） 都が本事業の適切な遂行に当たり改善の必要を認めた場合は、実施事業者は、都と協議の上、具体的な改善策を実施すること。
- （５） 本事業は、令和6年度及び令和7年度の2か年度実施することを想定しているが、令和7年度東京都予算において本事業に係る予算が認められず本事業を実施しない場合において、事業実施者が既に負担した費用や機会損失について、都は負担しない。

11 応募手続等

（１） 提出書類

応募者は、次の書類のうち①から③までの書類を作成し、電子媒体（Word、PowerPoint等作成時の元データ及び当該データをPDFに変換したデータ）で1部を都に提出するものとする。

なお、紙に出力しA4判のファイルに綴じたもので提出することも可とするが、このときは、正本1部（両面印刷）、副本4部（両面印刷）及び電子媒体1部（CD-R又はDVDに元データを保存したものとする。）を都に提出するものとする。

また、添付書類として、法人の場合は④から⑦までの書類、個人の場合は⑧及び⑨の書類各1部を都に提出する。

- ① 参加申込書 様式1
- ② 事業者提案書 様式2
- ③ 事業実施計画書 様式3

（応募者が法人の場合）

- ④ 会社概要（設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、年間売上高等）
- ⑤ 法人の履歴事項全部証明書（写し）（発行日から3か月以内のものに限る。）
- ⑥ 定款又は寄付行為（写し）
- ⑦ 過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる計算書面（写し）

（応募者が個人の場合）

- ⑧ 事業者概要（開業日、事業内容、年間売上高等）
- ⑨ 確定申告書B（直近1か年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行日から3か月以内のものに限る。）

なお、応募者の本人確認等を行うため、追加で資料の提出を求める場合や都から電話で確認を行う場合がある。

（2） 提出方法

（3）の提出先へ、原則として電子メール又は郵送により提出することとする。ただし、やむを得ない場合は持込みによる提出も可とする。

なお、電子メールでの提出の場合、メール受領から数日以内に都から確認のメールを送付する。受領確認メールが届かない場合は、都に対し電話で到達の確認をすること。

（3） 提出先

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 25階中央
112・113室

メールアドレス： S0291502@section.metro.tokyo.jp

（4） 公募期間（受付期間）

令和6年4月25日（木曜日）から同年5月16日（木曜日）まで（必着）

やむを得ず持込みによる提出を行う場合は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除き、午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までに提出先に持ち込むものとする。

1.2 質問の受付及び回答

本公募に関して、質問事項がある場合は、次の方法により対応する。

(1) 質問方法

様式4「質問票」に必要事項を記載の上、電子メールにより(2)の送付先に送付しなければならない。

なお、電話や訪問等、電子メール以外の方法による問合せについては対応しない。

(2) 送付先

メールアドレス： S0291502@section.metro.tokyo.jp

(3) 受付期間

令和6年4月15日(月曜日)から同月22日(月曜日)午後5時受信分まで

(4) 回答

令和6年4月25日(木曜日)までに、東京都産業労働局のホームページ上に掲載する。原則として個別回答は行わない。

1.3 事業実施者の選定審査

(1) 審査の手続

ア 都は、応募者について、審査委員会において審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる事業実施者をe-モビリティ等活用事業については2者程度、BaaS導入事業については1者程度選定する。

イ 事業者提案書及び事業実施計画書の内容について、審査委員会に先立ち、応募者に確認を行うことがある。

ウ 選定可能な事業者がいなかった場合は、事業実施者なしとすることがある。

(2) 審査基準

事業実施者の審査の詳細は、都が別に定める選定要領によるものとする。

なお、審査基準の項目の概要については、別紙「審査基準」とおりとする。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、全ての応募者(共同応募の場合は代表者)に対して通知する。

(4) 提出書類の著作権

都は、応募者の提出書類の内容について、事業実施者の選定に係る審査のために、応募者の承諾を得ることなく使用できるものとする。

(5) 選定結果の取消し

都は、事業実施者を選定した後において、応募内容に虚偽のあることが判明した場合や協定等を締結しない場合など、事業実施者がこの要領に定める手続に違反したときは、事業実施者の選定を取り消すことができる。

(6) 事業実施計画の変更

都は、事業実施者を選定した後において、事業実施者が提出した11(1)③の事業実施計画書について、事業実施者と協議の上、必要な変更を求めることができる。

(7) 事業実施者の公表

協定締結後、都は協定を締結した事業実施者の名称を東京都産業労働局ホームページ等において公表する。

1 4 その他

- (1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出物は返却しない。
- (3) 採用された提案に係る提出物の所有権及び全ての著作権は都に帰属するものとする。

なお、提案の実施に当たり、第三者の権利に係る著作物を利用する場合においては、当該著作物に係る一切の権利処理は、事業実施者の費用及び責任において行うものとする。

- (4) 応募書類の提出後に本事業への応募を辞退する場合は、様式5「辞退届」を提出することとする。

1 5 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当まで電話又は電子メールにて行うこととする。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課

電話番号： 03-5388-3599

メールアドレス： S0291502@section.metro.tokyo.jp

(別表1)

種別	使途内容
システム開発費	本事業の実施に必要なシステムの開発経費
保守料	本事業の実施に必要なシステムの保守に係る経費
工事費	本事業の実施に必要なシステムの導入に係る工事費
旅費	本事業の実施に必要な都及び本事業に係る他の関与者との打合せ、業界団体の調整、官公署への申請等のための出張に係る旅費（支給対象者は本事業に従事する者とする。）
通信運搬費	本事業の実施に必要なと判断される郵便物の送付、物品の輸送、電子情報の送付等に必要経費（郵便代、運送代等、プロバイダー使用料、回線使用料等）
消耗品費	本事業の実施に必要な筆記用具その他の各種消耗品の購入に係る経費
広告料	新聞・雑誌の広告掲載料、電車・バス等の広告掲示料、スライド映写料、折り込み広告料、電光ニュース、宣伝カー等による広告料等
借料及び損料	本事業の実施に必要な車両、バッテリー、充電器、GPS 機器、機械器具、会場等のリース・レンタルに要する経費。なお、国、地方公共団体等により別途、補助金が支給されているもの又は支給が予定されているものの経費は、補助金の支給額を当該経費から差し引いた額とする。
機器調達費	本事業の実施に必要な車両、バッテリー、充電器、GPS 機器等の購入費等。なお、国、地方公共団体等により別途、補助金が支給されているもの又は支給が予定されているものの経費は、補助金の支給額を当該経費から差し引いた額とする。
協力金	車両及びバッテリー設置場所提供に対する経費
光熱費	バッテリーの充電にかかる電気代
印刷製本費	本事業の実施に必要な各種資料作成に係る費用、チラシ・パンフレット等の製作（企画、デザイン、製作等）に係る経費
補助人件費	本事業の実施に必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
外注費	事業実施者が直接実施することができないもの又は直接実施することが適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費
謝金	外部専門家等への謝礼金
保険料	本事業の実施に伴い新たに加入する保険に要する経費
その他	その他本事業において特に必要と考えられる経費
<p>次に掲げる経費については、都が交付する事業費用の対象としない。</p> <p>一 人件費（補助人件費を除く。）その他本事業の完了後においても必要となる経常経費</p> <p>二 本事業の実施に必要なと認められない経費</p> <p>三 領収書等により支払の事実が確認できないもの</p> <p>四 本事業の実施期間外に使用した経費（協定を締結した日以前及び原則として令和8年4月1日以降に使用した経費）</p>	

別紙 審査基準

審査項目	審査内容
先進性	先進性の高い（独自性のある）取組か。もしくは、既に国内で営業及び実証を行っている取組のうえ、新規性・先進性が高い新たな技術・製品を活用し、かつ、対象地域・事業規模等の拡大が見込まれる実効性の高い取組か。
事業の効果	e-モビリティ等の特性・魅力を引き出す創意工夫にあふれ、バイクの非ガソリン化を促進し、社会の脱炭素化について高い効果が得られるものであるか。 企業等との連携や多くの都民を巻き込むなど、波及効果を得られるものであるか。
事業目的の実現可能性	提案する取組と関連する取組を既に行っており、知見やノウハウの蓄積があるか。 経済性・利便性を考慮して、早期に普及が見込まれるか。 他エリア・他事業者への有意な影響の拡大が期待されるか。
利用者の募集等	広報媒体、既存の顧客網等を活用した効果的な工夫がなされ、十分な数の利用者を募集することができるか。
車両の調達等	調達する e-モビリティ等の数は、利用者数等を勘案して適切な台数となっているか。
運営	利用者への安全啓発や車両の管理・整備体制は十分か。 利用者や関係者からの問合せ対応等のサポート体制は十分か。
データ分析等	GPS、アプリ、アンケート等を活用し、利用データを収集できる体制となっているか。
事業計画	経費見積は、提案内容を裏付ける内容となっているか。 本事業の実施に係る体制は十分で、スケジュール設定に無理がなく、実現可能であるか。 事業終了後も、事業で得られた結果等を活用しながら、持続的・発展的な取組みが計画されているか。
経営基盤	組織や人員、資金等の経営基盤は十分か。
自由提案	公共交通機関等との連携や環境に優しい行動の促進策など、特筆すべき提案内容はあるか。